

2024 年 8 月

お客様各位

長岡信用金庫

定期性預金規定の改定について

平素より、長岡信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。
当金庫は、利息計算方法の見直しにより、以下の通り定期性預金規定を改定いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 改定する規定

- ・ 自由金利型定期預金（M 型）規定（スーパー定期）
- ・ 自動継続自由金利型定期預金（M 型）規定（スーパー定期）
- ・ 期日指定定期預金規定
- ・ 自動継続期日指定定期預金規定
- ・ 変動金利定期預金規定
- ・ 自動継続変動金利定期預金規定
- ・ 積立定期預金規定
- ・ 積立式期日指定定期預金規定
- ・ 財産形成積立定期預金規定
- ・ 財産形成期日指定定期預金規定
- ・ 財形年金預金規定
- ・ 財形住宅預金規定

2. 改定日

2024 年 9 月 2 日

3. 改定内容

自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）	
新	旧
2.（利息） （3）この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合および同規定第3条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。 <u>〈削除〉</u>）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金について6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。	2.（利息） （3）この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合および同規定第3条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金利率とします。）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金について6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）	
新	旧
2.（利息） （4）この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合および同規定第3条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。 <u>〈削除〉</u>）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。	2.（利息） （4）この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合および同規定第3条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金利率とします。）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。

期日指定定期預金規定

新	旧
3. (利息) (3) この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合および同規定第3条第5項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(少数第4位以下は切り捨てます。<u>〈削除〉</u>)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。	3. (利息) (3) この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合および同規定第3条第5項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(少数第4位以下は切り捨てます。また計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金利率とします。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

自動継続期日指定定期預金規定

新	旧
4. (利息) (5) この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合および同規定第3条第5項の規定により解約する場合には、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。<u>〈削除〉</u>)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。	4. (利息) (5) この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合および同規定第3条第5項の規定により解約する場合には、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。また、計算した結果が解約日における利率が解約日における普通預金の利率を下回る場合には解約日における普通預金利率とします。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

変動金利定期預金規定

新	旧
3. (利息) (3) ②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払	3. (利息) (3) ②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払

日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。〈削除〉）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。〈削除〉）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）をこの預金とともに支払います。 以下 略

- ③預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。〈削除〉）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金利率とします。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合には解約日における普通預金利率とします。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）をこの預金とともに支払います。 以下 略

- ③預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金利率とします。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

自動継続変動金利定期預金規定

新	旧
3. (利息) (3) ②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。<u>〈削除〉</u>）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。<u>〈削除〉</u>）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）をこの預金	3. (利息) (3) ②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合には解約日における普通預金利率とします。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切

とともに支払います。	以下 略	り捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合には解約日における普通預金利率とします。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)をこの預金とともに支払います。 以下 略
③預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合には、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。 <u>〈削除〉</u>)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。		③預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合には、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金利率とします。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

積立定期預金規定	
新	旧
4. (利息) (3) この預金を第6条第1項の規定により満期日前に解約する場合および第6条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日(利息を元金に組み入れたときは最後の利息計算日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。 <u>〈削除〉</u>)によって計算し、この預金とともに支払います。	4. (利息) (3) この預金を第6条第1項の規定により満期日前に解約する場合および第6条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日(利息を元金に組み入れたときは最後の利息計算日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。また計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合には解約日における普通預金利率とします。)によって計算し、この預金とともに支払います。

積立式期日指定定期預金規定	
新	旧
6. (利息) (3) この預金を第8条第1項の規定により満期日前に解約する場合および第8条第5項の規定により解約する場合には、その利息は次	6. (利息) (3) この預金を第8条第1項の規定により満期日前に解約する場合および第8条第5項の規定により解約する場合には、その利息は

のとおり計算し、この預金とともに支払います。 預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。<u>〈削除〉</u>)によって1年複利の方法により計算します。	次のとおり計算し、この預金とともに支払います。 預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金利率とします。)によって1年複利の方法により計算します。
---	--

財産形成積立定期預金規定	
新	旧
3. (利息) (1) ～ (2) 略 (3) この預金を第5条第1項の規定により満期日前に解約する場合および第5条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日(利息を元金に組み入れたときは最後の利息計算日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。<u>〈削除〉</u>)によって計算し、この預金とともに支払います。	3. (利息) (1) ～ (2) 略 (3) この預金を第5条第1項の規定により満期日前に解約する場合および第5条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日(利息を元金に組み入れたときは最後の利息計算日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金利率とします。)によって計算し、この預金とともに支払います。

財産形成期日指定定期預金規定	
新	旧
5. (利息) (5) この預金を第7条第1項の規定により満期日前に解約する場合および第7条第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。<u>〈削除〉</u>)によって計算し、この預金とともに支払います。	5. (利息) (5) この預金を第7条第1項の規定により満期日前に解約する場合および第7条第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金利率とし

	ます。)によって計算し、この預金とともに支払います。
--	----------------------------

財形年金預金規定	
新	旧
4. (利息) (3) ①預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合 預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。<u>〈削除〉</u>)によって1年複利の方法により計算します。 以下略 ②預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合 預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(少数点第4位以下は切り捨てます。<u>〈削除〉</u>)によって計算します。	4. (利息) (3) ①預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合 預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金利率とします。)によって1年複利の方法により計算します。 以下略 ②預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合 預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(少数点第4位以下は切り捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金利率とします。)によって計算します。

財形住宅預金規定	
新	旧
4. (利息) (3) ①預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合 預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。<u>〈削除〉</u>)によって1年複利の方法により計算します。	4. (利息) (3) ①預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合 預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回

以下略 ②預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合 預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。<u>〈削除〉</u>）によって計算します。	る場合は解約日における普通預金利率とします。）によって1年複利の方法により計算します。 以下略 ②預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合 預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金利率とします。）によって計算します。
---	--